

いじめ防止基本方針による本校の取組について

豊浦町立豊浦小学校 令和3年4月

1. はじめに

本校は、学校教育目標「よく考える子 思いやりのある子 やりぬく子 生命を大切にする子」の実現に向け、「自立・創造・協働する子」を目指す子どもの姿に据え、教育活動を積み重ねています。一人一人の子どもが社会の変化や未知の未来に対応できる資質・能力を身につけ、夢をもって、自分の将来を自分の力で切り拓いていく力をつけてほしいと願っています。子どもたちが自分の良さや持ち味、可能性を發揮して未来に向けて伸びゆくためには、いじめは絶対に許されません。そのために、保護者・地域の皆様、そして関係機関等と連携し、いじめ防止及びいじめの早期発見・早期解決・再発防止に向け「豊浦小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

2. いじめの定義

いじめとは、児童と一定の人間関係にある他の児童が心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）で、その行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

一定の人間関係にある他の児童が行う

心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上も含む）

行為を受けた児童が心身の苦痛を感じている

いじめって？

いじめの対応について

いじめは、「いつでも、どこでも、誰にでも起こりえる」問題です。豊浦小学校では、いじめの防止・早期発見・いじめの解消・再発防止のために次の事に取り組みます。

- ・いじめアンケートを年3回実施し、いじめを感じている児童の教育相談を行います。
- ・なやみごと相談を年3回実施します。
- ・校内に「いじめ対策防止委員会」を設置し、定期的を開催します。
- ・いじめが発見された場合は、担任一人で対処するのではなく、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、関係する児童から聞き取りをするなど、情報を収集し、いじめの事実確認を行うなど解決に向けて、組織的に対応をします。

ご家庭で

ご家庭は、児童にとって温かい愛情に包まれた場所として、心のよりどころです。いじめを受けている様子がある時には、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させていただきたいと思います。また、お子様の様子が「いつもとちがう」と感じた時には、担任までご相談ください。

